

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
実施機関	県民生活部県民活動生活課、健康医療福祉部健康福祉政策課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 地域での子ども見守り活動等を通じた、住民との協働による交通安全対策の推進
- (2) ユニバーサルデザインの普及啓発の推進

2 計画の内容

- (1) 各地域の自主防犯活動団体等の住民により実施されている「子ども見守り活動」や青色回転灯装着車によるパトロール活動を通じて、犯罪被害防止の広報や啓発を行うとともに、交通事故抑止等の交通安全対策の重要性を呼びかける。
- (2) 平成28年2月施行の「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、自転車の安全で適正な利用とともに、自転車の防犯対策についても定めていることから、自主防犯活動団体、警察、市町等と協力し、県民に対して、街頭啓発を中心とした各種活動において自転車盗難被害防止、自転車交通ルール遵守の周知を行う。
- (3) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議を活用し、はじめからすべての人を考えに入れて計画し、実施することにより障壁を作らないというユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図る。

第3節 安全運転の確保

種 別	(1)運転者教育等の充実
実施機関	滋賀運輸支局、警察本部交通企画課、警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 高齢運転者対策の充実
- (2) 運転免許自主返納に対する支援の推進
- (3) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
- (4) 運転者に対する再教育等の充実
- (5) 二輪車安全運転対策の推進
- (6) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
- (7) 自動車安全運転センターが行う事業の利用促進
- (8) 自動車運転代行業の指導育成等
- (9) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実
- (10) 危険な運転者の早期排除

2 計画の内容

(1) 高齢運転者対策の充実

ア 高齢運転者に対する教育の充実

①平成29年3月に施行された改正道路交通法により、一層充実された高齢者講習の

内容が委託先の自動車教習所等で適切に実施されているか隨時指導監督を行う。

- ②上記改正法の施行により新設された臨時認知機能検査および臨時高齢者講習（公安委員会直営）を適切に実施し、臨時高齢者講習については、実車指導時に記録したドライブレコーダーの映像を効果的に活用して個人の運動能力に応じた個別指導を実施するなど、きめ細かな交通安全教育を推進する。

イ 臨時適性検査の確実な実施

認知機能検査の機会等を通じて、認知症のおそれがある運転者の早期把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行うとともに、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医等との連携を強化するなど態勢の強化を図る。

ウ 運転免許証の自主返納の推進

申請による運転免許の取消し制度および運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、公共団体、民間企業等の協力を得て、運転免許証を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引、協賛店における割引等の支援措置を充実させることにより、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進する。

エ 高齢者運転者標識の普及と保護する規定の周知徹底

オ 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

- ・指定自動車教習所の施設・機器を活用した安全運転実技講習の開催
- ・視聴覚教材、自動車シミュレーター等を活用した交通安全教育の実施

(2) 運転免許自主返納に対する支援の推進

公共交通機関の運賃割引、協賛店における割引等、公共団体、民間企業等からの支援を求め、高齢者運転が自主的に運転免許を返納しやすい環境づくりを推進する。

(3) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

ア 自動車教習所における教育の充実

指導（検定）員に対する指導教養の充実や、各自動車教習所に対する随時検査の実施等により、教習および検定等に係る水準の向上を図る。

イ 運転免許取得時における教育の実施

運転免許を新規に取得した者に対し、「合格者のしおり」（警察本部運転免許課作成）を配布し、運転免許の更新、記載事項の変更、初心運転者期間制度の内容、安全運転のポイント等の教育を実施する。

(4) 運転者に対する再教育等の充実

ア 運転免許の取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習および更新時講習等については、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習内容の充実を図るとともに各種講習用資器材や実車を活用した参加・体験・実践型の運転者教育を推進する。

イ 飲酒運転撲滅のために、取消処分者講習（飲酒取消講習のみ）において、飲酒運転防止DVDを上映するほか、チラシの配布、飲酒体験ゴーグルを活用した体験実習を活用した教育を実施する。

(5) 二輪車安全運転対策の推進

指定自動車教習所および原付免許取得時講習の委託事業者に対して、二輪車の事故事例や発生実態等を取り入れた教習を実施するよう指導する。

(6) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

更新時講習、停止処分者講習等において、シートベルトの着用効果やシートベルトの非着用時の事故事例等に基づいた講習を実施して着用の必要性を呼びかけ、着用の

徹底を図る。関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果についての指導を徹底する。

また、道路管理者、高速道路交通安全協議会等の関係機関・団体と連携し、サービスエリアおよびパーキングエリアにおける交通安全キャンペーン等において、車外放出事故の実態やシートベルト着用およびチャイルドシート使用による被害軽減効果等を周知するとともに、あらゆる機会や広報媒体を活用し、全ての座席におけるシートベルト着用等の普及啓発活動を推進する。

バスやタクシー等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係事業者等と連携した取組を推進する。

警ら、検問等の街頭活動を強化し、全ての座席におけるシートベルト装着等義務違反の指導取締りを推進する。

(7) 自動車安全運転センターが行う事業の利用促進

「運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰制度」を継続して行い、交通事故防止に成果を挙げた事業所等に対し表彰を行う。

(8) 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業に対する立入検査を実施し、代行業の適正化に努める。

(9) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、高齢運転者等に受診させるよう義務付けるとともに、診断技術の向上と診断機器の充実を図るとともに、受診環境の整備を行い監査、指導講習等の機会には、義務診断の受診の徹底と、一般定期診断の受診促進を図る。

(10) 危険な運転者の早期排除

交通事故や交通違反にかかる行政処分対象事案の早期上申・早期執行を図り悪質危険な運転者の早期排除を推進する。

種 別	(2) 運転免許制度の改善
実施機関	警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

県民の立場に立った運転免許業務

2 計画の内容

(1) 更新時講習の適切な運用と充実・強化

更新時講習については、守山免許センター、米原サブセンターおよび各警察署で行っているが、同講習のうち警察署で実施している優良および一般運転者講習については、守山運転免許センターから専従の講師（警察官）を派遣して講習内容の充実を図る。

また、守山免許センター、米原サブセンターにおいて実施している更新時講習において、講師に対する研修会を開催するなどして、講師の資質向上、教育技術の向上に努める。

(2) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施

平成26年7月から実施した各種申請書のダウンロードサービスについて、平成29年3月24日には、滋賀県警察公式ホームページ内の「運転免許」ページを全面リニューアルし、メニュー構成やスマートフォンでもアクセスしやすい画面構成を改善するなどしたが、今後も定期的に構成を改善し利用者の拡充を図る。

(3) 運転適性相談の適切な運用

一定の病気につかっている者等に対する運転適性相談は、個人のプライバシーに深く関わるとともに、個人の権利・利益に直結する免許の継続の可否判断の基礎となるものであることから、県民の立場に配意した適切な運用に努める。

(4) 聴覚障害者の運転免許の取得

聴覚障害者が普通自動車を運転する場合、「聴覚障害者標識」を貼付するとともに、乗用車は車室内に、普通貨物自動車はサイドミラーに特定後写鏡を適切に取り付けることにより、運転することができる。また、原動機付自転車、小型特殊自動車、普通自動二輪車、大型自動二輪車については直接目視することにより、安全が確保できることから、特定後写鏡が無くても運転することができる。

これらの制度周知を図るため、補聴器条件を付された運転免許保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合の手続き等について情報発信を行う。

なお、補聴器条件の保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合には、申出により臨時適性検査と安全教育を受けて、特定後写鏡を活用した普通自動車を運転することが出来ることから、希望者に対する安全教育を実施する。

種 別	(3) 安全運転管理の推進
実施機関	警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

安全運転管理の徹底

2 計画の内容

(1) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施

安全運転管理者等講習の効果を上げるため、講師の選定や事業所の規模、安全運転管理者等の経験年数に応じた講習区分に配意するほか、視聴覚教養、受講者による討議、安全運転実技指導等を実施し、より効果的な方法による講習の実施を推進する。

講習の中で交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所の運転者に対して行う同指針に従った交通安全教育に必要な指導・助言に努める。

- ア 安全運転管理者、副安全運転管理者の未選任事業所の一掃を図る。
- イ 安全運転管理者等による安全運転管理業務等の活動に対する支援を行う。
- ウ 安全運転管理者等講習の充実に努め、安全運転管理の向上を図る。
- エ 飲酒運転の根絶に取り組む事業所等に対する支援を行う。
- オ 自動車運転代行業の業務の適正化を図るため、指導監督の強化に努める。

種 別	(4) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 運輸マネジメント等を通じた安全体質の確立
- (2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 新技術を活用した安全対策の推進
- (5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

(6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

2 計画の内容

(1) 運輸マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者の安全管理体制の構築・改善状況に対する運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を適確に確認します。

自動車運送事業等の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講させるよう義務付けるとともに、講習の実施者への民間参入を促進する。

(2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

道路運送法等の関係法令等の履行および運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者および新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。

さらに、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握するため、街頭監査を進める。

また、事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

(3) 飲酒運転の根絶

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

(4) 新技術を活用した安全対策の推進

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ、初任運転者や高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

(6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

県、市町および民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

種 別	(5) 交通労働災害の防止等
実施機関	滋賀労働局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通労働災害防止対策の周知および指導
- (2) 交通労働災害防止対策を効果的に推進するための関係団体との連携
- (3) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の履行を確保するための監督指導および関係機関との連携

2 計画の内容

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成20年4月3日付け基発第0403001号）に基づく交通労働災害防止対策について、「交通労働災害防止対策の徹底について」（平成28年2月24日付け滋労発基0224第2号）による指導の徹底を図る。
- (2) 交通労働災害の発生時においては、滋賀県警察本部交通部と連携し、原因の究明や同種災害の再発防止対策を図る。
- (3) 一般社団法人滋賀県トラック協会主催の交通安全フェアを後援し、参加勧奨を行うことで、交通労働災害防止のための意識啓発を行う。
また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部主催の安全衛生教育講習会等に講師として参加する。
- (4) 労働基準関係法令および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づく自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署による監督指導を実施するとともに、地方運輸機関等との連携を図る。

種 別	(6) 道路交通に関する情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

気象情報（自然現象）における道路交通に向けた取組として、道路情報板等を活用し、広く情報発信を行う。

2 計画の内容

インターネットを通じたCCTV画像の公開や道路情報板による注意喚起等を引き続き実施する。

種 別	(6) 道路交通に関する情報の充実
実施機関	彦根地方気象台

1 計画の実施方針および重点

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。

- (1) 気象観測予報体制の整備等
- (2) 地震の監視・警報体制の整備等
- (3) 情報の提供等
- (4) 気象知識等の普及

2 計画の内容

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

(2) 地震の監視・警報体制の整備等

地震による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

○ 緊急地震速報（予報および警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報および警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発および精度向上に取り組む。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

イ 緊急地震速報（予報および警報）等

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報および警報）、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域にかかる大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や、南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

種 別	(6) 道路交通に関する情報の充実
実施機関	土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に情報提供する。

2 計画の内容

冬期については、道路総合管理システムにより、県内の路面状況や積雪情報等の情報提供を行う。また、道路が被災した場合については、速やかに道路情報提供装置で情報提供を行う。

第4節 車両の安全性の確保

種 別	(1)自動車の検査および点検整備の充実
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車の検査の充実
- (2) 自動車の点検整備の充実

2 計画の内容

(1) 自動車の検査の充実

道路運送車両（自動車、原動機付自転車、軽車両）の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応するため、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査を確実に実施する。

また、指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導を強化する。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化および検査体制の充実・強化を図る。

(2) 自動車の点検整備の充実

ア 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚させ、点検整備の確実な実施を図るため「自動車点検整備推進運動」を関係者と協力して展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者の車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会に、関係者に対し車両の保守管理について指導する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止を図る。

イ 不正改造車の排除

暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関および自動車関係団体と連携を図り「不正改造車を排除する運動」を全県的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化し、自動車ユーザーおよび自動車関係事業者等の不正改造防止の意識高揚を図る。

また、不正改造行為の禁止および不正改造車両に対する整備命令制度について、適確な運用に努める。

ウ 自動車分解整備事業の適正化および近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るために、自動車分解整備事業

者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め指導する。

また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を進める。

エ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備事業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリングを通じ自動車整備事業の現状について把握するとともに自動車整備事業が自動車の新技術および多様化するユーザーニーズ(使用者の求め)に対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした技術研修等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級整備士制度の活用を推進する。

オ ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、ペーパー車検等の不正事案が発生しており、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。

種 別	(2)自転車の安全性の確保
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

自転車の安全性の確保

2 計画の内容

- ・夜間における交通事故防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及を促進し、自転車の被視認性の向上を図る。
- ・自転車事故により被害が大きくなりやすい、幼児、児童、生徒および高齢者の乗車用ヘルメットの着用を促進する。

種 別	(3)交通関係用品の安全性の確保および向上
実施機関	近畿経済産業局

1 計画の実施方針および重点

利用者の生命または身体に対する危険の発生を防止するため、乗車用ヘルメットの安全性を確保する。

2 計画の内容

利用者の生命または身体に対する危険の発生を防止するとの観点から、現在、自動二輪乗車用ヘルメットおよび原動機付自転車乗車用ヘルメットを、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に規定する特定製品に指定しており、基準に適合しない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等を通じて、こうした製品の安全性を確保する。